

IP 電話 C 通信機器レンタル利用規約 新旧対照表 2020 年 3 月 31 日改正

改正後	備考	改正前
<p>第 1 条第 1 項</p> <p>本規約は株式会社朝日ネット(以下「当社」と呼ぶ)が提供する、IP 電話 C サービス(以下「本サービス」と呼ぶ)を利用する当社会員(以下「会員」と呼ぶ)が、当社のレンタルする通信機器(以下「通信機器」と呼ぶ)を利用する場合に適用されます。</p>	(追加)	<p>第 1 条第 1 項</p> <p>本規約は株式会社朝日ネット(以下「当社」と呼ぶ)が提供する、IP 電話 C サービス(以下「本サービス」と呼ぶ)を利用する当社会員(以下「会員」と呼ぶ)が、当社のレンタルする通信機器(以下「通信機器」)を利用する場合に適用されます。</p>
<p>第 1 条第 3 項</p> <p><u>当社は、本規約を変更する場合があります。この場合、変更後の本規約の内容を提示し、改正年月日を付記します。</u></p>	(変更) (変更)	<p>第 1 条第 3 項</p> <p><u>本規約は会員に予告なく条項の追加・削除をする場合があります。この場合改訂年月日を付記します。</u></p>
<p>第 1 条第 4 項</p> <p>本規約は特約、別表等の追加をする場合があります。この場合、本規約の規定と特約等の規定に相反が生じた場合は、特約等の規定が優先して適用されます。</p>	(追加) (追加)	<p>第 1 条第 4 項</p> <p>本規約は特約、別表等の追加をする場合があります。この場合、本規約の規定と特約の規定に相反が生じた場合は、特約の規定が優先して適用されます。</p>
<p>第 2 条第 1 項</p> <p>当社は会員に対し、通信機器を会員が別途申し込んだ設置場所(以下「設置場所」と呼ぶ)に当社指定の手段にて届けることとします。</p>	(追加)	<p>第 2 条第 1 項</p> <p>当社は会員に対し、通信機器を会員が別途申し込んだ設置場所(以下「設置場所」)に当社指定の手段にて届けることとします。</p>
<p>第 5 条第 2 項</p> <p>レンタル終了日は、当社が別途定めるレンタル終了の手続きを実施した、レンタル最終日の属する<u>月の末日</u>とします。</p>	(変更)	<p>第 5 条第 2 項</p> <p>レンタル終了日は、当社が別途定めるレンタル終了の手続きを実施した、レンタル最終日の属する<u>末日を終了日</u>とします。</p>

<p>第 6 条第 2 項</p> <p>会員が通信機器の引き渡しを受け、当社が別途定める基準日から 3 日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、通信機器に<u>不具合</u>はなかったものとみなします。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第 6 条第 2 項</p> <p>会員が通信機器の引き渡しを受け、当社が別途定める基準日から 3 日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、通信機器に<u>瑕疵</u>はなかったものとみなします。</p>
<p>第 11 条</p> <p>会員の故意または過失により、通信機器がなくなり(盗難による場合を含む)、または壊れた場合、会員は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず直ぐに代替通信機器の購入代金相当額もしくは通信機器の修理代金相当額を当社に支払うものとします。適用金額については別表のとおりとします。</p>	<p>(削除) (削除) (追加)</p>	<p>第 11 条</p> <p>会員が通信機器をなくしたり(盗難による場合を含む)、壊したり、壊れた場合、会員は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず直ぐに代替通信機器の購入代金相当額もしくは通信機器の修理代金相当額を当社に支払うものとします。適用金額については別表のとおりとします。</p>
<p>第 12 条</p> <p>当社は、通信機器の不具合等により会員に生じる損害について免責されるものとします</p>	<p>(削除)</p>	<p>第 12 条</p> <p>当社は、通信機器の不具合等により会員に生じる<u>一切</u>の損害について免責されるものとします</p>
<p>第 14 条第 2 項</p> <p>前項に基づき、当社が通信機器の所有権を放棄した場合、当社は通信機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等の問題が起こっても何ら責任を負わないものとします。</p>	<p>(削除) (削除)</p>	<p>第 14 条第 2 項</p> <p>前項<u>但書き</u>に基づき、当社が本件通信機器の所有権を放棄した場合、当社は通信機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等の問題が起こっても何ら責任を負わないものとします。</p>
<p>第 14 条第 3 項</p> <p>会員は通信機器レンタル契約終了後、当社の指示に従い通信機器を返還するものとします。</p>	<p>(削除)</p>	<p>第 14 条第 3 項</p> <p>会員は通信機器レンタル契約終了後、当社の指示に従い<u>本件</u>通信機器を返還するものとします。</p>